○総務省告示第百六十五号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の十二第一項の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第五百十三号（三・九世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月十七日

総務大臣　川端　達夫

第一項の前に次の章名を付する。

第一章　総則

第二項第一号中「九六〇MHz以下」の下に「又は七七三MHzを超え八〇三MHz以下」を加え、同項第三号に次のように加える。

㈢　七七三MHzを超え八〇三MHz以下の周波数　平成三十一年三月三十一日

第三項の前に次の章名を付する。

第二章　九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設計画の認定に係る事項

第三項第一号中「開設計画」の下に「（九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数を使用する特定基地局のものに限る。以下この章において同じ。）」を、「（以下」の下に「この章において」を、「管轄区域ごとの特定基地局」の下に「（九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数を使用するものに限る。以下この章（第三号を除く。）において同じ。）」を加え、同項第三号中「以下同じ。）」の下に「であって、九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数を使用するもの」を加える。

第五項第五号中「申請者又は」を「申請者（本開設指針に係る開設計画の申請者に限る。以下この章において同じ。）又は」に改め、同号㈠中「本開設指針」を「平成二十三年総務省告示第五百十三号（三・九世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件）」に改め、同号㈤中「電子署名をいう。」の下に「第九項第五号㈦において同じ。」を、「ものをいう。」の下に「同号㈦において同じ。」を加え、同項第六号中「本開設指針」の下に「（九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設計画に係る部分に限る。）」を加える。

第六項第一号中「規定する」の下に「九四五MHzを超え九六〇MHz以下の」を加える。

第二章の次に次の一章を加える。

第三章　七七三MHzを超え八〇三MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設計画の認定に係る事項

七　特定基地局の配置及び開設時期に関する事項

1　本開設指針に係る開設計画（七七三MHzを超え八〇三MHz以下の周波数を使用する特定基地局のものに限る。以下この章において同じ。）の認定を受けた者（以下この章において「認定開設者」という。）は、当該認定の日（以下この章において「認定日」という。）から七年を経過した日の属する年度の末日までに、総合通信局の管轄区域ごとの特定基地局（七七三MHzを超え八〇三MHz以下の周波数を使用するものに限る。以下この章において同じ。）の人口カバー率が全て百分の八十以上になるように特定基地局を開設しなければならない。

2　認定開設者は、認定日から七年を経過した日の属する年度の末日までに、三・九世代移動通信システムの基地局であって、七七三MHzを超え八〇三MHz以下の周波数を使用するものの運用を開始しなければならない。

八　特定基地局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する事項

特定基地局の無線設備に対しては、適応多値変調及び空間多重技術その他の電波の能率的な利用を確保するための技術を用いなければならない。

九　終了促進措置に関する事項

1　認定開設者は、次の㈠及び㈡に掲げる無線局による七七〇MHzを超え八〇六MHz以下の周波数の使用を第二項第三号㈢に定める日前に終了させるため、この項に定めるところにより、次の㈠及び㈡に掲げる無線局を対象とする終了促進措置を実施しなければならない。

㈠　番組素材中継を行う無線局（無線設備規則第三十七条の二十一に規定する番組素材中継を行う無線局をいう。以下同じ。）であって、七七〇MHzを超え八〇六MHz以下の周波数を使用するもの

㈡　無線設備規則第四十九条の十六に規定する特定ラジオマイクの無線局及び同規則第四十九条の十六の二に規定するデジタル特定ラジオマイクの無線局

2　全ての認定開設者は、前号㈠及び㈡に掲げる無線局の免許人（以下「対象免許人」という。）との間の合意に基づいて、対象免許人が当該無線局について、第二項第三号㈢に定める日前に次に掲げるいずれかの措置を行うことを条件として、当該措置に係る無線局の運用の開始を確保するために必要な範囲において、終了促進措置として次号㈠及び㈡に掲げる費用の全部を連帯して負担しなければならない。

㈠　前号㈠に掲げる無線局が使用する周波数を一、二四〇MHzを超え一、三〇〇MHz以下若しくは二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下に変更する措置又は一、二四〇MHzを超え一、三〇〇MHz以下若しくは二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下の周波数を使用する番組素材中継を行う無線局を開設し、かつ、同号㈠に掲げる無線局を廃止若しくは当該無線局が使用する周波数を一、二四〇MHzを超え一、三〇〇MHz以下若しくは二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下に変更する措置

㈡　前号㈡に掲げる無線局が使用する周波数を四七〇MHzを超え七一四MHz以下若しくは一、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下に変更する措置又は四七〇MHzを超え七一四MHz以下若しくは一、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数を使用するラジオマイクの無線局を開設し、かつ、同号㈡に掲げる無線局を廃止若しくは当該無線局が使用する周波数を四七〇MHzを超え七一四MHz以下若しくは一、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下に変更する措置

3　前号の規定により認定開設者が負担する費用は、同号に定める措置に係る次に掲げる費用とする。

㈠　無線局の無線設備及びこれに附属する設備（当該無線局の開設に必要な受信設備、伝送路設備その他の設備をいう。㈡において同じ。）の取得に要する費用

㈡　第一号㈠及び㈡に掲げる無線局の無線設備及びこれに附属する設備の変更の工事に要する費用